

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第1節 私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点について

意見	個人／団体名
<p>現行の私的録音録画補償金制度は10余年もの議論を経て、関係利害者間の合意のもと設けられた制度である。その制度が技術の発展により、実態からかけ離れ、権利者が経済的損失を被っている状況にあることは、既に言うまでもない。今回、制度の見直しを目的に公の場で、消費者・メーカー・権利者の代表が意見を交わし、中間整理を取りまとめた行為については一定の評価をするが、両論併記という結果に終わり、合意の上での中間答申ができなかったことは残念である。本会は私的録音録画補償金制度が関係利害者間のバランス調整にとどまらず、我が国における文化的所産を国民が広く共有できる政策となることを切に願っている。であるがゆえ、その原点を担う権利者にしわ寄せを強いるような制度設計は、直ちに見直すことが必要と考える。以下、中間整理に対する本会の意見を列記した。今後の最終結論に向けての議論の中で、反映されることを期待する。</p>	<p>社団法人日本音楽事業者協会</p>
<p>当工業会は、平成18年1月の文化審議会著作権分科会報告書に沿って「私的録音・録画についての抜本的な見直し及び補償金制度に関してもその廃止や骨組みの見直し、更には他の措置の導入も視野に入れ、抜本的な検討を行うべき」と考え、抜本的な検討を行うためには、補償金制度の前提となる「補償の必要性」、即ち、「どのような行為に、補償措置が必要であるのか」について十分に検討されることが不可欠と主張してまいりました。私的録音録画小委員会では、本節4検討の手順の「30条の適用範囲の見直し」と「補償の必要性」について、未だ議論が尽くされていない状況にも関わらず、「仮に「補償の必要性があるとした場合」として、補償金制度のあり方の具体論につき検討が進められていることに強い懸念を覚えます。何に対して補償が必要であるかについての合意が得られぬまま、闇雲に制度設計の議論を進めることは適切とは考えられません。繰り返しになりますが、私的録音録画補償金制度は、家庭内での録音録画行為を対象とした制度であり、国民生活に少なからぬ影響を及ぼすものであるため、まず、同制度の前提となる「補償の必要性」について慎重な検討を行う必要があると考えます。</p>	<p>社団法人日本記録メディア工業会</p>
<p>知的財産推進計画2007」にも書かれているとおり「世界最先端のコンテンツ大国を実現する」ことが日本の大きな目標となっています。真の意味でのコンテンツ大国を実現するためには、コンテンツを尊重するとともに、創作に関与したクリエイターに適切な対価が支払われることが必要です。私的録音録画補償金は、現時点では著作権法で許された範囲でのユーザーの私的利用を確保しつつ創作に関与したクリエイターに適切な対価を確保するための有効な制度として機能しており、少なくとも当面は維持すべきであると考えます。</p>	<p>日本放送協会</p>
<p>断固反対の意を表明します。</p>	<p>個人</p>
<p>・自分はこの考えに反対です。どう聞いても自分たちの利益しか考えていません。それにジャズラックなんかには横槍入れられるようになったらこっちがいい迷惑です。正直これはこれからの社会を大いに衰退させます。直ちにやめてください。あと賛成意見とか捏造しないでくださいね。</p>	<p>個人</p>
<p>反対です。</p>	<p>個人</p>
<p>・著作権を廃止すべき 第7章第1節は、極めて一面的かつ単なる一部の国の模倣からなる考察であり、著作権全体が時代遅れであるという的を射た世論についての検討がない。実際に著作権は時代遅れであり、従って私的録音録画は何の問題もなく、文化の発展から奨励すべき行為である。著作権が行っているのは名声・ブランド・仕様書に基づく著作物の公開であるから、著作権は著作物の名声・ブランド・仕様書に基づく公開を早期に希望する利用者や利用者が定める価格にて売買契約を行い、出版時に対価を得るべきである。逆に、犯罪となるのは情報の所有者に公共の利益の確保よりも優先して防止すべき損害を与える情報の伝搬である。これは、著作物に自身の個人情報のうち犯罪履歴等ネガティブな情報を意図的に掲載して販売し、第三者への配布を未承諾とすることで起こり得る。従って、即座に著作権を廃止し、どのような種類の情報の伝搬がその情報の最初の所有者に対する損害になりうるかを検討・更新することこそが今後行うことである。</p>	<p>個人</p>
<p>第7章 検討結果 1.2(P97～P99) 賛成である。 3ーア (P99) については同意し、尊重すべきであると思う。 3ーイ (P99) 状況の変化に対応する事は尊重すべきであるが、以下の私の(稚拙であるが)提案に問題がないのならば今の制度を少々変えるだけで(少なくとも今回は)対応できると思われる。 3ーウ (P99) 同意する。そしてその為の提案を以下に記す。</p>	<p>個人</p>
<p>反対。</p>	<p>個人</p>
<p>私はこの考えからは真っ向から反対です。ジャズラックのあからさまなお金目的や適当な判断、そういうものが少し調べるだけでいくらでも出てくるような法律はいりません。もう一度考え直してください。あと、賛成意見を捏造とか本当にやめてください。</p>	<p>個人</p>

<p>(10)「97ページ～、第7章第1節 私的録音録画の検討にあたっての基本的視点について」に対する意見： 文化審議会著作権分科会の過去の検討の結果(平成18年1月の報告書の52～55ページ)について、恣意的な省略をすることなく、きちんと抜粋を行うべきである。 全て指摘することはしないが、特に、以下の部分の省略などに強い恣意性が感じられるので、特に注意を促しておく。 「ア 著作権分科会が示した各検討事項について ②現在対象となっていない、パソコン内蔵・外付けのハードディスクドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体の取扱いに関して、実態を踏まえて検討する。(中略) ・この点、汎用機器等については、以下のような理由から、補償金の対象とすべきでないとする意見が多数であった。 (i)録音や録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになり、不適切な制度となる。また、補償金返還制度も機能しづらい。 (ii)課金対象を無制限に拡大することにつながる。 (iii)実態として、他人の著作物の録音・録画が利用の相当割合を占めるとは考えにくい。 (iv)現行の補償金制度の問題点を増幅させる結果を招く。 ③現行の対象機器・記録媒体の政令による個別指定という方式に関して、法技術的観点等から見直しが可能かどうか検討する。(中略) ・しかし、法的安定性、明確性の観点から、現行の制度の下では、現行の方式を変更すべきではない。 (中略) イ 私的録音録画補償金制度の課題について (ア)私的録音・録画についての抜本的な見直し (中略) ・なお、検討に当たっては、補償金制度に対し、本小委員会において指摘された点や以下の点等について十分留意すべきである。 (中略) (イ)また「ユーザー」の視点を重視し、提案されるべき将来あるべき姿は、ユーザーにとって利用しづらいものとならず、かつ納得のいく価格構造になるよう留意する必要があるとともに、ユーザーのプライバシー保護にも十分留意しなければならない。(後略)」</p>	個人
<p>どのように制限するか、補償するかという報告に話がいつているが、そもそも私的使用のための複製は、著作権法第三十条で認められている権利である。 第三十条の例外として技術的保護手段回避による私的複製は禁止とされているが、法の主旨からすれば、それはあくまで例外に留めるべきである。 私的複製の中で認められている複製ができなくなるような制限は、法で認められている権利の不当な制限といえるのではない。 例えば、テクノロジーの変化によるメディアの変化に追随しようと思えば、自分で録画したコンテンツをビデオ→DVD→次世代DVDというようにダビングを行なう必要がある。 また、購入したコンテンツを、自己の所有するメディアに応じて圧縮形式、画質などを調整して再出力する(CD→パソコンにとりこみ編集→携帯再生メディアに取り込み・視聴)などの行為は私的録音録画の範囲として許されてしかるべきである。 従って、どう制限するかという視点だけではなく、どう権利を確保するかという視点も必要ではないか。</p>	個人
<p>この箇所には、「補償金制度により害されてきた消費者の経済的利益の保護」という基本的視点が完全に欠落しており、報告書として著しく適正を欠いている。 この点を明記して、前面に押し出すべき。 そうでなければ、「また権利者の経済的利益保護か」と思われ、国民の理解は得られない。 なお、コピー制限に象徴されるように、権利者のビジネス上の利益を守るためだけに、著作権保護技術が付いた分が機器等の価格に上乗せされ、かつ使い勝手が悪い機器を、それを望みもしない消費者が買わされているという視点がまったく欠けている。それは消費者の利益を無視するものである。この点の解決を優先する方が急務。</p>	個人
<p>「ア」項の「私的録音録画に関する制度設計にあたっては、このような利用者のニーズを尊重し、円滑な利用が妨げられることのないように配慮すべきであること」には賛同します。 ただし、「このような利用者のニーズ」の観点で、十分な調査・分析・検討がなされているかについては疑問を覚えます。この理由については、上記したように、第2章および第5章に記載の調査内容が不十分かまたは欠落しているためです。</p>	個人
<p>この「基本的視点」は、正しい方向を向いていると思います。 しかし、この後に導かれる結果は、基本的視点からそっぽを向いているように感じます。全体として著作権者の利益・不利益の議論に終始しており、利用者については全く考慮されておらず、デジタル媒体の普及による社会の情勢の変化も全く考慮されていないため、十分な議論が為されているとは思えません。「情報全体のデジタル化」という現状の分析を十分にした上で、不足している分を新たに補うのが本来のやり方ではないかと思いますが、現状の分析が不十分だと思います。無劣化、あるいは低劣化でのデータ流通がインターネット利用価値のひとつであり、磁気テープ時代と同じ発想での著作権管理は現実的ではないと思います。CCCDは【第7章第1節3-ア】にある「利用者の円滑な利用」を著しく妨げたために受け入れられなかったのではないのでしょうか。これはひとつの「商品」であったため、その商品がなくなることで決着しました。しかし、「メディアからデータへ」の移行が著しく進行している現状において、ほぼ一般化しているダウンロードという「行為そのもの」に規制をかけるとしたら、それは著作物そのものが受け入れられなくなる可能性は大きいと考えられます。これだけ多種多様な刺激的な娯楽があふれている状況において、その中のひとつやふたつがなくなっても、消費者が受ける被害はたいしたものではありません。しかも、国内は無理であっても海外からは可能であるとするなら、国内市場を捨てて海外市場に移動するだけのことでしかなく、利用者が失う物は何もありません。国内の著作権者が市場を失うだけ、「ただそれだけのこと」になってしまう可能性も充分にあると思います。 著作権法は著作者の権利を守る法律であり、著作者の方を向いているのは当然かもしれません。しかし、対価を支払う利用者(＝顧客)あつての著作者であるはずで、その顧客の権利・利益・不利益については一顧だにされていないのは強権的だと感じます。「まず制限」という考え方に対しても同様です。規制を使うのは最後の手段であり、まずは「最終的にお金を出す人(＝利用者)の利益を第一に考える」ことが、不利益を減らすための基本的であり、一番効果のある方法ではないでしょうか。</p>	個人
<p>1. テレビで録画した 2. レンタルDVDからコピーした 3. Winnyでダウンロードした 4. DVDを買った。 見ている映画は同じもの。あいまいな「手段」によって犯罪性を問うのは、いかがかと思う。 未公開の映画、今上映中の映画……有罪。 テレビで誰でも録画できる状態になった……無罪。 というように、「コンテンツの中身」で犯罪性を問え。 たとえば、「録画し忘れた」、「放映されていない地域だ」というようなつまらない事情で、そのテレビ番組を入手しようとするだけでわざわざ犯罪者に仕立て上げるようなことは、おかしい。 「海賊版を売って儲けた」というような犯罪行為とは明確に分けるべきだ。</p>	個人

[P.97～98]

第7章第1節「私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点について」

私的録音録画補償金制度を検討するにあたり、過去の議論をどう踏まえていくかという中間整理でのまとめかたには問題があると言わざるを得ない。ここでは補償金制度創設時の議論を無批判に踏襲する様が見受けられるが、現在補償金制度にまつわる混乱が見られるのはまさしく創設時の議論が不足していたが故であり、この議論をも積極的に見直しを評価しなおしていく必要がある。

すなわち、この項目については再度検討を要するものと考えられる。

現行補償金制度が創設される前の著作権審議会における議論をどう評価するかという問題は非常に大きなものとして挙げられる。

まず、時間だけは掛かっていたものの、その論理的成果は極めて乏しく十分な議論を尽くしていたとは言えないところがある。今も踏襲すべき内容かは慎重にかつ冷静に判断すべきところであり、たとえば創設前からMDへのプレイシフト（CDに収録された音楽をMDウォークマンで聴くために私的録音する）が大部分存在していたにもかかわらず、議論に反映された形跡が全くない。加えて、補償金問題で特にレンタルCDからの私的録音とその根拠とされていたところが、貸与権使用料との関係について国会審議にまで遡った議論はなされていなかった（これは未だに為されていない）。

私的録音ではタイムシフトの扱いが重要となる（米国においては私的録画がタイムシフティング用途であるとして補償金課金の対象外とされている）にもかかわらず、報告書で軽く触れられたのみである。私的録画補償金を課すべきとの根拠に乏しい。

この議論においてメーカー側から、なぜ補償金制度が必要なのかという「そもそも論」を検討するよう幾度となく提示されていたにもかかわらず、結局そこを手つかずのまま妥協の産物として補償金制度が創設されている（そして「そもそも論」は現在の私的録音録画小委員会ですら検討されていなかった）。このような有様で無批判に踏襲すべき内容の議論であったかは甚だ疑問と言わざるを得ない。

私的録音録画補償金が妥協の産物以外の何物でもない最大の特徴として、アナログコピーには課金せずにデジタルコピーのみを対象としている点がある。音質云々が一応の理由として挙げられているが、複製の前後で質の劣化が伴うのはデジタルコピーにおいても同様である（とくに圧縮技術の採用等）。これがアナログコピーを不問とする理由として認められるのなら、大きく劣化したデジタルコピーについても私的録音録画補償金の対象外とするような制度改正も認められるべきであろう。

補償金制度創設時の議論に加え、2005年度の著作権分科会（法制問題小委員会）での検討結果をどう踏まえるのかという視点も必要である。補償金創設時の議論を踏襲するのなら、こちらも同様に踏襲されるべきであるからだ。

たとえば、2005年度当時から状況に変化が無いとするのなら、この時の結論を踏襲すべきと考えられる。また、2005年度とは異なる結論を今回の私的録音録画小委員会が出すというのなら、その根拠として十分なものが示されることが必要である。しかしながら本中間整理の内容では充分だとは全く言えない。

「二重取り」の解消を目的として適法配信からの私的複製を30条対象から除外する旨の提案が為されているが、これは「二重取り」の解消とは全く繋がらない。むしろ適法配信で入手したもののからの私的複製の法的位置づけを著しく不安定にするものである（配信事業者の契約によって定められる私的複製はPC・CD・R・携帯音楽プレーヤー等への一次的な複製のみであり、CD-Rを介した複製——いわゆる孫コピーにまで明示的に許諾を与えるものではない）。音源のファイル形式等の問題があつて（著作物のデータ形式の）変換を余儀なくされる一般的なユーザー環境を考えれば、こうした複製の法的位置付けが配信契約の内容に左右されることはユーザーの立場を不安定にすることと同じである。容認できるものではない。

違法複製物や違法配信からの私的複製を30条の外に設定することについても、その実効性や「違法」かどうかの判断が結局司法に委ねられるという性質から、安易な法改定を肯定する根拠には欠けるものと考えられる。2005年の審議で出された結論は私的録音録画補償金自体の「根本的」見直しであつて私的複製条項の縮小ではない（敢えて言うのなら私的複製の範囲の確定であつて変更ではない）。複製が著作物使用そのものと同義であるデジタル時代（の複製機器やインターネット）の特性を把握しないまま30条縮小を行なうことは、その実効性や副作用の面から行っても危険極まりないものと言わざるを得ない。

さらには、ここで指摘された補償金制度の周知不足の件をきちんと検討されていたようには窺えない。単に補償金管理団体へ周知義務を課すだけとしており、具体的提案が示されていないばかりか、権利者団体側の委員からは経費の問題をもって周知に消極的な発言すら飛び出す有様である。実際問題として、公式サイトでの説明文掲載や共通目的事業以外には継続した周知広報が実施されておらず、時折思い出したかのように広告を打つだけ（それも首都圏のみを対象とするような）のが現状である。もっと具体的に何をしていくべきか議論する必要があるだろう。

ハードディスク内蔵型録音機器等や汎用機器等への課金についても、それを決めるにたる根拠が示されないまま課金相当との結論を出すことには反対である。結論を出すためには、上記著作権分科会（法制問題小委員会）での指摘をきちんとクリアする必要があり、かつ私的録音録画補償金を課することが相当であると認めるに足る私的録音・録画態様に限定して課金する方策を提案していくべきである。

すなわち、私的録音録画小委員会の中間整理は、まだ結論を出すべき時期には至っていないことが示されているものと考えられる。このような状態で結論を出すことは今まで以上の禍根を残すこととなり、ひいては著作権制度自体の崩壊をも招くことになりかねない。

<p>【P.99】 第7章第1節3「私的録音録画問題を巡る時代の変化等にあわせて、次のような基本的視点を踏まえる」 「利用者のニーズを尊重し、円滑な利用が妨げられることのないよう配慮」することを示していること自体(この文自体)には意義があるものと考えられるが、しかし中間整理全体のトーンを考えると、不当な30条縮小と私的録音録画補償金の存続(そして改悪)を提案する中での「エクスキューズ」としてこの甘言が用いられているに過ぎないと疑念を抱かざるを得ない。 もしこの理想を本当に私的録音録画小委員会が打ち出すのであれば、「利用者のニーズ」そして「円滑な利用」を現実のものとするために具体的な提案をしていくべきである。その際には、ユーザーの意見を実際に取り入れることも考えねばならない。 論点として考えられるのは、まず「利用者のニーズ」「円滑な利用」と「著作権保護技術」が両立するかということである。音楽配信におけるDRM、地上デジタル放送における「コピーワンス」あるいは「ダビング10」、CDにおける「コピーコントロールCD」、DVDにおける「CSS」等、ユーザーが本当に受け入れられているのか定かでない仕様の「著作権保護技術」が市場に多く存在しているところである。 この問題意識を裏打ちするのが、充分な対価を支払って入手した著作物がユーザーが「公正」に扱うことについて(つまりプレイシフト・メディアシフト・タイムシフト等)「補償金」なるものを支払わせる正当性がきちんと説明されているのかという観点である。現行の補償金制度がこうした利用をも一緒に扱っているため、ユーザーの理解を一向に得られないでいる(補償金を廃止すべしとのユーザー意見は少なくない)とも考えられる。 本来、私的録音録画小委員会に期待された役割というのはこうした疑問に対して説明していくことであつたが、結局「そもそも論」の回避と30条縮小のゴリ押しに終始したことは誠に遺憾である。</p> <p>「私的録音録画に関する具体的な制度設計を考える場合には、著作権保護技術や配信事業等の音楽・映像ビジネスの新たな展開などとの関係を十分考慮すべきこと」とする一文についても、現状を考えれば非常に虚しく響くと言わざるを得ない。実際に、音楽配信や映像配信が十分なレベルで実現しているかという観点で疑問がある。 海外で圧倒的な支持を受けているiTunesStoreひとつ取っても、海外版と日本版とで比較すればそのカタログの貧弱さは明らかである。日本では映画の配信は始まっておらず、しかも海外では配信していながら日本で入手できない楽曲が非常に多い。とりわけソニーミュージックのように、日本国内で音源を不当に提供していない例も見られる(ソニーは海外では積極的に配信している)。 配信事業がまったく発達していない世界では私的録音・録画が果たす役割が決して小さくない(つまり著作物を入手する有力な手段である)のだが、これを縮小したり「補償金」なる不当な負担を上乗せすることは、ただいたづらに配信拒否を助長させ、旧来のパッケージコンテンツ流通に止まろうとするような流通阻害をやりやすくするだけの結果を生むことに繋がってしまうのである。 こうしたことから、中間整理の内容はそもそも「利用者のニーズを尊重し、円滑な利用が妨げられることのないよう配慮」しているものとは認められない。むしろこの方針を強く打ち出し、再度中間整理を刷新すべきものとする。 補償金の課金は権利者に明白な経済的不利益を与えている私的複製態様に限定して行なうものとし、ユーザーが「公正」な範囲で行なう私的複製にはDRM(コピーコントロール)の導入を認めず(仮にコントロールされているものはその回避を認める)、いちど公表された著作物については権利者に流通の義務を課す(この義務を怠った者については許諾権の一部を制限する)等の具体的な提案を行なうべきである。</p>	個人
<p>賛成。 ただし、もっとはっきりと保証金の枠組みを規定すべきである。平成18年に制度がうまく機能しておらず、しかも利用者への認知が進んでいない点が指摘されているにも関わらず、全く改善の取り組みをせずまた評価もせず、「現在機能していない」という理由で廃止すると言うのは妥当ではない。保証の対象の機器に必ず保証金の額を明示する規定を作るなど、利用者へ認知を促進すべきである。</p>	個人
<p>・97ページ:第1節 私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点について(11/10提出分に追記) 11/9、コピーワンスと補償金制度に関して著作権者団体からJEITAに対し質問状が出されたとの報道がありました。 一旦報告書が出た後でこのような泥仕合が継続しているという状況を、どのように理解すればよろしいのでしょうか？これだけ時間をかけておきながら全く議論が進んでいない何よりの証拠だと思いますが、ダウンロード違法化への経緯とあわせて、この現状について監督省庁である文化庁には納得のいく説明をして頂きたい。 文化庁はこの国で「文化大革命」でも起こしたいのですか？</p>	個人